

旅客営業規則の一部改正（2025年11月21日九州旅客鉄道株式会社公告第7号）

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2026年10月1日乗車分から施行します。なお、第307条（別表第4号）の改正規定については2025年4月1日から適用します。

現 行	改 正								
(前略)	(前略)								
(特別車両料金)	(特別車両料金)								
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。								
(1) 特別車両料金(A)	(1) 特別車両料金(A)								
イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)	イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)								
(中略)	(中略)								
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)	ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)								
(イ) (ロ)及び(ハ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)	(イ) (ロ)及び(ハ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)								
(中略)	(中略)								
(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)	(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)								
a ロイヤルシングル	a ロイヤルシングル								
<table border="1"> <tr> <td></td><td>1人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>137,500円</td></tr> </table>		1人用個室	料 金	137,500円	<table border="1"> <tr> <td></td><td>1人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>171,000円</td></tr> </table>		1人用個室	料 金	171,000円
	1人用個室								
料 金	137,500円								
	1人用個室								
料 金	171,000円								
b ロイヤルツイン	b ロイヤルツイン								
<table border="1"> <tr> <td></td><td>2人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>91,670円</td></tr> </table>		2人用個室	料 金	91,670円	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>112,000円</td></tr> </table>		2人用個室	料 金	112,000円
	2人用個室								
料 金	91,670円								
	2人用個室								
料 金	112,000円								
c ザ・スイート	c ザ・スイート								
<table border="1"> <tr> <td></td><td>2人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>366,670円</td></tr> </table>		2人用個室	料 金	366,670円	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2人用個室</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>423,000円</td></tr> </table>		2人用個室	料 金	423,000円
	2人用個室								
料 金	366,670円								
	2人用個室								
料 金	423,000円								
d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最	d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員(最								

大1名) ごとに35,650円とする。

e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名) ごとに95,740円とする。

(中略)

別表第4号

【第307条】

(略)						
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—	
			(略)			

(以下略)

大1名) ごとに43,000円とする。

e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員(最大2名) ごとに106,000円とする。

(中略)

別表第4号

【第307条】

(略)						
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)	—	
			—	フッ化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—	
			(略)			

(以下略)